

14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
第一種 銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	651	10,070	
	① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	0	0	
	② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4	0	0	
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円 × 1/2	8	66	
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円 × 1/2	73	599	
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	570	9,405	
	所得割額の納付を要しない者	-	17	165	
	⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4	0	0	
	⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4	0	0	
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円 × 1/2	0	0	
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円 × 1/2	4	22	
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	13	143	
	課税免除	-	1,423		
⑪ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,410			
⑫ 法附則32条第2項に該当するもの	-	13			
狩 猟 税 関 係	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	2	16
		⑬ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0
		⑭ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0
		⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	0
		⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16	
	所得割額の納付を要しない者	-	0	0	
	⑱ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0	
	⑲ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0	
	⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0	
	㉑ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0	
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0	
	課税免除	-	5		
㉓ 法附則32条第1項に該当するもの	-	5			
㉔ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0			
わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	151	1,058
		㉕ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0
		㉖ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0
		㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	8	33
		㉘ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	36	148
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	107	877	
	所得割額の納付を要しない者	-	5	21	
	㉚ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0	
	㉛ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0	
	㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0	
	㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	2	5	
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	3	16	
	課税免除	-	1,015		
㉟ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,005			
㊱ 法附則32条第2項に該当するもの	-	10			
第二種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	47	146	
	㊲ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0	
	㊳ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0	
	㊴ 法附則32条第1項に該当するもの	-	20		
	㊵ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0		
	㊶ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0	
	㊷ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	1	3	
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	26	143	
① ~ ㊸ の 合 計		-	3,316	11,476	